

第36回（平成26年度第4回） 大分県事業評価監視委員会

資料

報道関係・一般傍聴者

平成27年3月6日(金)
トキハ会館5階 カトレアの間

第36回（平成26年度第4回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成27年3月6日（金） 13時30分～

場所：トキハ会館 カトレアの間

1. 開会の辞

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 事務局説明

2. 事前評価対象事業説明 13:50～

| | | | |
|-----|--------|--------------|-------|
| (1) | 道路改築事業 | 国道197号（鶴崎拡幅） | 道路建設課 |
|-----|--------|--------------|-------|

3. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

第36回（平成26年度第4回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【事前評価】 土木建築部

(単位：百万円)

第36回（平成26年度第4回）
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



福岡県

熊本県

宮崎県

【前－1】国道197号（鶴崎拡幅）
道路改築事業

- 事前評価
- 再評価
- 事後評価

事 前 評 価 書

| 事業名・路線名等 | どうろ かいしゃくじぎょう 道路改築事業 一般国道197号(鶴崎拡幅) | 事業主体 | H26 大分県 |
|-------------|--|------|------------|
| 所在 地 | おおいたし しうざかい 大分市庄境～大分市乙津町 | | |
| 事業 概要 | <p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分市東部地区は、慢性的な交通渋滞が発生しているため、本事業により、交通渋滞の抜本的な解消を図る。また、周辺には小学校等があるにもかかわらず、歩道幅員が狭く、交通安全上の問題もあることから、歩行者・自転車の通行空間の確保により、安全性・快適性の向上を図る。 <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 【計画延長・幅員】 L=2.8km(現道拡幅)、W=13.0(24.0)、13.0(26.0)m 【構造規格】 第4種第1級 設計速度 V=50km/h 【計画交通量】 37,500～47,700台/日 (H42) 【現況幅員・交通量】 W=20.0m(最小16.0m) 交通量 30,700台/日 (H26.10実測) 【重要構造物】 橋梁 2橋(鶴崎橋L=335m、乙津橋L=255m) | | |
| 事業費 | C = 170 億円 | | |
| 事業の実施計画 | <p>完成予定年</p> <p style="text-align: right;">着手から15年(平成41年度)</p> <p>事業段階毎の実施計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年目～2年目 測量、地質調査、道路設計、橋梁設計、関係機関との協議 3年目～4年目 用地測量、建物調査、用地買収 5年目～9年目 用地買収、乙津橋橋梁工事、道路工事 【乙津工区完了】 10年目～15年目 用地買収、鶴崎橋橋梁工事、道路工事 【鶴崎工区完了】 | | |
| 事業の必要性 | <p>必要性・緊急性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通容量不足及び変則な車線運用により、慢性的な交通渋滞が発生している ・主要渋滞箇所が5箇所存在 ・鶴崎小学校及び大在西小学校の通学路となっているが、歩道の幅が狭く、自転車・歩行者が安心して通行しにくい状況である ・事故率が24.6件／年・kmと県管理道路の平均0.8件／年・kmと比較して非常に高い状況である <p>整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通容量不足の解消による渋滞緩和 ・4車線化及び自転車歩行者道整備による安全性・快適性の向上 ・緊急輸送道路の整備により防災機能向上 ・大分市東部地区から高次救急医療施設へのアクセス向上 ・広域的なネットワーク整備による産業・観光等への支援 | | |
| 事業手法・工法の妥当性 | <p>費用対効果分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比(B/C) ≈ 3.7 <p>工法の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法、河川法、道路構造令、道路橋示方書等に適合した工法を採用 ・既設橋梁の活用や拡幅方向の比較を行い、最も経済的なルートを選定 <p>コスト縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設橋梁を活用する ・アスファルト、コンクリート、碎石は再生資材を利用 <p>環境等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県環境配慮推進要綱に基づき、調査を実施し、環境に配慮する ・工事中の騒音、振動対策を行い、住環境に配慮する ・大分市景観計画に配慮した周辺景観との調和を図る ・周知遺跡内であるため、関係機関と協議を行い、文化財の保護に努める | | |
| 事業実施環境 | <p>事業の実効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元との意見交換会及び説明会を開催し、事業への合意形成を図っている 意見交換会(H26.6～7月、全10回)、地元説明会(H26.11～12月、全9回) ・大分市と連携し、積極的に地元調整を行う体制が整っている ・H26.11月に大野川新架橋促進期成会から要望あり <p>事業の成立性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープランの中で「特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線」に位置付けられている ・今後、都市計画決定の変更を行い、事業を実施する予定 ・法指定通学路(1号)に該当 ・道路法第12条(国道の新設又は改築)に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 <p>事業の特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁下部工の施工時期は、非出水期となる <p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい | | |

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

| 事業名 道路改築事業 一般国道197号 鶴崎拡幅 | | | | | | | |
|---|--------------------------------|---------------------------|-------------|---------|--|--|--|
| 総費用(A) | 施設名 | 整備規模 | 事業費 | 備考 | | | |
| 投資期間 H27～H85 | 道路建設費 | 完成4車線 | 16,058,000 | | | | |
| | 維持管理費 | 補助国道 | 901,000 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 合 計 | | 16,959,000 | 割引前の総費用 | | | |
| | | | | | | | |
| 総便益 | 評価項目 | 便益額 | 備考 | | | | |
| 測定期間 H36～H85 | 走行時間短縮便益 | 140,095,000 | | | | | |
| | 走行費用短縮便益 | 9,405,000 | | | | | |
| | 交通事故減少便益 | 1,346,000 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 合 計 | | 150,846,000 | 割引前の総便益 | | | |
| | | | | | | | |
| 総費用額(C) | 11,658,000 | 割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 | | | | | |
| 総便益額(B) | 43,191,000 | 割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 | | | | | |
| 費用便益 比率(B/C) | 43,191,000 / 11,658,000 = 3.70 | | | | | | |
| (他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の整備により防災機能向上 ・広域的なネットワーク整備による産業・観光等への支援 ・新橋を架設し、交通量を分散させることで、既設橋の負担が軽減し、長寿命化に資する ・なお、既設の乙津橋及び鶴崎橋の補修費等は本事業には計上していない。 | | | | | | | |

道路事業・街路事業 事前評価チエックリスト

*該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を記入する。

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいづれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。